## 富山県国民健康保険運営方針の改定に係るこれまでの経過

県と市町村が一体となって国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、国民健康保険法第82条の2において、都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとされている。

令和2年度に策定した富山県国民健康保険運営方針は、令和3年度から令和5年度までの3年間を対象期間としていることから、令和6年度から令和11年度までを対象期間とする富山県国民健康保険運営方針の改定作業を以下のとおり進めてきた。

	国民健康保険運営協議会	市町村との協議	その他
R5. 6月		【第1回保険料水準に関する専門チーム】 ・保険料水準の統一に向けて協議 【第1回事務の標準化・広域化に関する専門チーム】 ・事務の標準化・広域化に係る検討事項のほか、保険料(税)の収納率目標等についての今後の方向性について協議 【第1回保健事業の標準化に関する専門チーム】 ・特定健診項目の統一及びデータヘルス計画標準化に向けた協議	国から「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」 の改定について通知
R5. 7月			
R5. 8月		【第2回保険料水準に関する専門チーム】 ・保険料水準の統一に向けて協議 【第2回事務の標準化・広域化に関する専門チーム】 ・保険料(税)の収納率目標等について協議 【第2回保健事業の標準化に関する専門チーム】 ・特定健診項目の統一及びデータヘルス計画標準化に向けた協議	
R5. 9月			
R5. 10月			
R5. 11月		【第1回連携会議作業部会】 ・改定(原案)について協議 【第1回連携会議】 ・改定(原案)について協議	
R5. 12月	【第1回運営協議会】 ・諮問 ・改定(原案)について協議		
R6. 1月	主なご意見 ・保険料水準の平準化について、市町村のうち急激な人口減少、高齢化が進んでいるところは、急激な負担増にならないよう県で手厚く支援してほしい。 ・特定健診、特定保健指導の実施率について、県内市町村間で差が生じている。実施率が低いところは、一層の努力が必要であり、県主導で支援していただきたい。	改定(原案)について、国保法第82条の2第6項に基づく意見聴取(R6.1.24~R6.2.2)・意見4件 <u>主なご意見</u> ・納付金ベースの統一を目指す中で、医療費水準が低い市町村の納付金の増加につながる方向性について、予算的措置も含め慎重に検討いただきたい。併せて、国には医療費水準格差を伝えていただき、当該市町村への財政支援策を求めていただきたい。	原案について、パブリックコメント実施 (R6.1.24~R6.2.14)・意見O件
R6. 2月	・マイナンバーカードの保険証利用について、積極的に 取り組むべき。一方、国保は高齢の被保険者が多いた め理解が難しく、医療機関の事務負担も大きい。	【第3回保健事業の標準化に関する専門チーム】 ・特定健診項目の統一に向けた協議等 【第2回連携会議作業部会】 ・改定(案)について協議	
R6. 3月	【第2回運営協議会】 ・答申	【第2回連携会議】 ・改定(案)について協議	